

(書式1-2-1-6)

取締役会が譲渡を承認せず、第三者を譲渡の相手方と指定する場合の通知書

通 知 書

前略 貴殿の当社に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付株式譲渡承認請求書にかかる、当社の普通株式〇，〇〇〇，〇〇〇株（以下「本件株式」といいます）を、〇〇〇〇（住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地）に譲渡する旨の株式譲渡承認請求に対し、当社取締役会は貴殿の請求を承認しませんでした。

つきましては、当社は下記の者を本件株式の譲渡の相手方と指定しますので、本書をもって、その旨通知致します。

記

（住所）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地

（氏名）

〇〇〇〇 殿

草々

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(通 知 人)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地

〇〇〇〇 殿

Asahi Chuo



解説

全部又は一部の株式につき、譲渡による当該株式の取得に会社の承認を要する旨の定めを定款に設けている会社において、株主が会社に対して株式譲渡の承認を請求し、承認しない場合には株式の買取を求めるという株主の投下資本回収の手段が規定されている（会社法第2条第17号、第107条第1項第1号、第108条第1項第4号、第136条以下）。

譲渡承認機関は取締役会設置会社では取締役会、取締役会を設置しない会社では株主総会となる（同法第139条1項）。

本件は、株主から会社に対し、当該株式の譲渡の承認を請求するとともに、承認しない場合には、その株式を買い受けるべき者を指定すべきことが請求された場合において（同法138条第1号ハ、同条第2号ハ）、会社が譲渡を承認せず、指定買取人を指定する場合である。

このような承認請求があった場合には、会社は、譲渡を承認するか否かの決定内容を、譲渡等承認請求者に通知し（同法第139条第2項）、会社が譲渡を承認しない旨の決定をしたときは、会社自ら当該株式を買い取るか（同法第140条第1項）、他に譲渡の相手方（指定買取人）を指定する（同条第4項）ことを要する。

なお、会社が承認請求の日から2週間以内に承認の可否についての通知をしない場合、会社は譲渡を承認したものとみなされる（同法第145条）。譲渡を承認しない旨を通知してから40日以内に、会社が株式を買い取る旨の通知をしないとき（ただし指定買取人が定められ、指定買取人が、譲渡を承認しない旨の通知から10日以内に買い取りの通知をしたときを除く）も同様である。